

大崎市耐震改修促進計画の概要

計画策定の背景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が奪われ、その要因の多くが住宅・建築物の倒壊による圧死でした。この教訓を踏まえて、平成 7 年に耐震改修促進法が施行され、平成 18 年には市町村計画の策定が規定されました。

本市においても平成 20 年 3 月に「大崎市耐震改修促進計画」を策定、耐震化の促進に努めてきましたが、その後も東日本大震災などの大規模な地震が相次いで発生していることや、平成 25 年及び平成 30 年に耐震改修促進法の一部が改訂されたこと等を受け、さらなる耐震化を推し進めることが必要となりました。これらの動きを踏まえ、「大崎市耐震改修促進計画」の見直しを行いました。

計画の目的

今後発生が予想される地震における住宅・建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とします。

計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

対象地域・対象建築物

市内全域を対象とし、宮城県第四次地震被害想定調査において被害が大きい地域を優先的に進めます。

原則として、新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）を満たさない建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物（空き家を除く床面積 25 m²以上の住宅、災害時に重要な施設、多数の者が利用する施設、耐震性の劣る建築物）、市有建築物を対象とします。

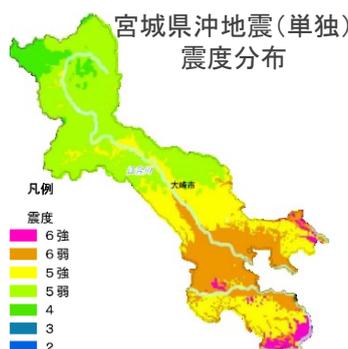
想定される地震

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が令和 3 年 1 月を算定基準として公表した「宮城県沖地震の長期評価」のうち、特に発生確率が高い地震は下表のとおりです。宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震の発生確率は、今後 30 年以内で 60%~70%程度と推定されます。県の地震被害想定調査によると、本市では宮城県沖地震（単独）による建築被害が多くなると予測されます。

宮城県沖地震の長期評価の概要（算定基準日 令和 3 年 1 月 1 日）

領域または地震名		長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均発生間隔
			10 年以内	30 年以内	50 年以内	最新発生時期
ひとまわり小さいプレート間地震	宮城県沖	7.0~7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度以上	12.6~14.7 年
	宮城県沖の陸寄りの地震（宮城県沖地震）	7.4 前後	ほぼ 0%~0.4%	60%~70%程度	90%程度以上	38.0 年 9.8 年前

出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和 3 年 1 月，地震調査研究推進本部地震調査委員会）



宮城県沖地震(単独)における本市の被害予測

建築被害



全壊 499 棟
半壊 6,126 棟

人的被害



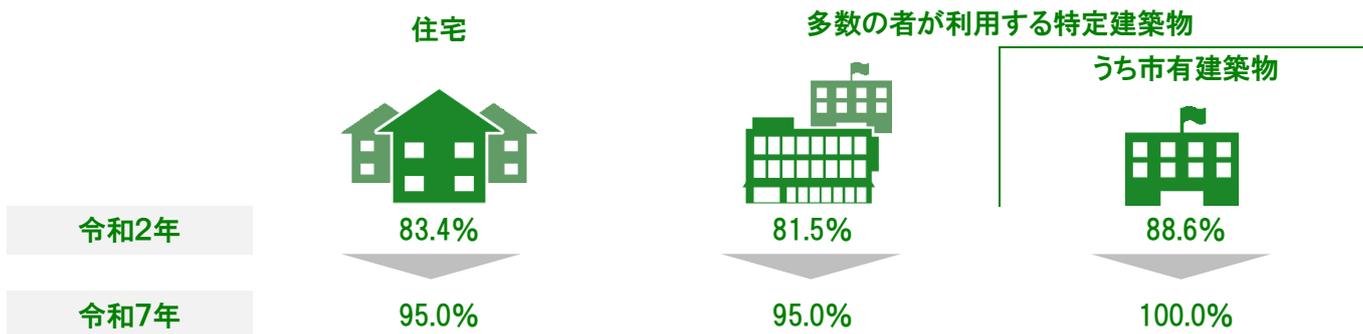
死者 17 人
負傷者 675 人

出典：第四次宮城県地震被害想定調査報告書

出典：大崎市地域防災計画（平成 31 年 3 月改定）

耐震化の現状と目標

令和7年度末の目標値に向けて、対象建築物の耐震改修を促進していきます。



耐震化促進に向けた取り組み方針

●住宅・建築物所有者の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題といった認識を持って主体的に耐震化に取り組むものとします。

●本市の役割

本計画に基づき、県及び建築関係団体等と連携し優先的に耐震化すべき建築物や地域の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。市民に対しては「自らの生命は自らが守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行います。

耐震化促進に向けた施策

●耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・「木造住宅耐震診断助成事業」、「木造住宅耐震改修工事助成事業」の実施
- ・「住宅に係る耐震改修促進税制」、「住宅ローン減税制度」等の活用
- ・特定既存耐震不適格建築物等の台帳整備と耐震診断・耐震改修の進行管理の実施
- ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進
- ・防災マップ等を活用した地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策の実施

●啓発及び知識の普及に関する施策

- ・揺れやすさマップの公表
- ・耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置・技術者の紹介
- ・パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導策の推進
- ・室内の安全対策の確保
- ・町内会・NPO等との連携や自主防災組織による防災訓練、講習会等の開催による知識の普及
- ・高齢者世帯への耐震化に向けた支援の実施
- ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの推進

●耐震化を促進するための指導・勧告等の実施

- ・特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する「指導」・「助言」、「指示」、「公表」の実施

●関連施策

- ・中学生及び高校生を対象とした地震防災教育の実施
- ・「危険ブロック塀除却事業」等を活用したブロック塀等の転倒防止対策の実施
- ・エレベーターの閉じこめ防止策に関して、所有者・管理者等への安全確保の推進
- ・「非構造部材（落下物）と建築設備の耐震点検マニュアル」の普及等による天井、設備機器等の落下・転倒対策の実施
- ・被災建築物及び宅地の応急危険度判定の実施と実施体制の整備
- ・「宮城県建築物等地震対策推進協議会」の活用による耐震化の推進方策等の検討・情報交換の実施
- ・「大崎市耐震改修促進計画」の適切な進行管理の実施とSDGs達成に向けた耐震改修の促進

～お問い合わせ先～

大崎市 建設部 建築指導課

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号 TEL. 0229-23-8057